

申立てに際してご用意いただく書類（チェックリスト）

成年後見（保佐/補助）開始の手続の際には以下のものが必要になりますので、同封の成年後見（保佐/補助）の開始手続に要する費用と書類をよくお読みいただき、書類等が揃う目途が立ちましたら、裁判所に事情聴取日時予約の電話をしてください（電話予約先は、封筒の表をご覧ください。）。

※ 「本人」とは、後見等の対象となる方のことです。

※ 下記書類番号順に書類等を揃えてご提出ください。また、個々の申立ての内容に応じて、ここに記載されている資料以外のものが必要になる場合があります。その場合、申立て後に別途提出をお願いすることがあります。

※ **提出書類は、原則として返却できません。必要なものは事前に控えを残しておいてください。**

重要

申立てのために提出する書類等については、マイナンバー(個人番号)の記載は必要ありません。書類等の提出の際には、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

書類番号	名 称	申立人 チェック欄	説 明 又は 記載例	書式
1	申立書		II-1, 2, 3	II-1, 2, 3
2	収入印紙 800円分(申立書に貼ってください。) ※保佐(補助)開始+代理権付与(保佐人(補助人)の同意を要する行為の定め) → 1600円 ※保佐(補助)開始+保佐人(補助人)の同意を要する行為の定め+代理権付与 → 2400円		I	
3	郵便切手 500円×2枚, 84円×20枚, 63円×10枚, 10円×10枚 2円×10枚, 1円×10枚(合計3440円分) ※後見人候補者が2人の場合や保佐開始・補助開始の場合は、上記郵便切手に500円切手2枚追加			
4	収入印紙 2600円分 ※後見等登記用につき、 貼らずに提出してください。			
5	鑑定費用 現金5万円から10万円 ※鑑定が必要な場合のみ納付していただきますので、申立段階で用意して頂く必要はありません。			
6	申立人の戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)			
7	本人の現在戸籍謄本(戸籍の全部事項証明書)			
8	本人の住民票 ※マイナンバーの記載がないもの			
9	候補者の住民票 ※マイナンバーの記載がないもの			
10	本人の登記されていないことの証明書 ※本人が、後見・保佐・補助・任意後見を受けていないことを証明する資料です。			
11	親族関係図			
12	親族の意見書		I, III	
13	診断書及び「主治医の方へのお尋ね」		I	
14	本人情報シート		III	
15	申立事情説明書(財産目録・収支予定表を含む。)		III	
16	16の【本人に関する資料】はA4判コピーを提出し、 <u>原本は事情聴取日にご持参ください。</u> <u>ただし、(4)については、原本を提出してください。</u> 【本人に関する資料】 (1) 福祉に関する認定の資料 身体障害者手帳, 精神障害者手帳, 療育手帳, 介護保険認定書等の要介護度が分かるもの ----- (2) 預貯金, 有価証券等についての資料 通帳又は残高証明書, 預かり証, 株式の残高報告書等 ----- (3) 生命保険, 損害保険等についての資料 保険証書等 ----- (4) 不動産についての資料 不動産全部事項証明書 ----- (5) 債権, 負債についての資料 金銭消費貸借契約書, 返済明細書等 ----- (6) 収入についての資料 確定申告書, 給与明細書, 年金額決定通知書等 ※ いずれもマイナンバーの記載がないもの ----- (7) 支出についての資料 固定資産税納税通知書, 国民健康保険料・介護保険料の決定通知書, 家賃・医療費・施設費等の領収書等 ※ いずれもマイナンバーの記載がないもの		I	
17	後見人等候補者事情説明書		III	III
18	相続財産目録(本人が相続人となっている遺産がある場合のみ)		III	III